

民間団体の福祉活動を支援します

助成制度のあらまし

急速な高齢化の進展、核家族の増加、女性の機会均等の拡大等により福祉の需要が高度化・多様化してきており、これらのニーズに対応するためには行政はもとより民間団体・企業及び地域住民の取り組みが必要です。

天草市では、福祉基金の一部を活用して、民間団体・企業・住民組織（以下「民間団体等」という。）の福祉活動を支援し、地域福祉の充実、拡大を図ることとしました。

1. 助成対象者

民間団体等で、助成対象事業を確実に遂行できるものとします。
但し、次の事業は助成の対象になりません。

- ① 個人に金品を支給する事業
- ② 国、県または市の補助事業
- ③ 地方公共団体が事業の実施主体として行う事業
- ④ 営利を目的とする事業

2. 助成対象経費

助成の対象となる経費は、事業を実施するために直接必要と認められる経費とします。
但し、事業を実施することにより得られる収入（入場料等）で支出できる費用は助成対象経費から除きます。

3. 助成金額

助成金の額は、1つの事業について対象経費の1/2以内とし、50万円を限度とします。
（但し、1,000円未満の額は切捨て）

4. 助成期間

原則として、1年間とします。
但し、継続して行う必要がある事業については5年以内に限り助成することができます。

5. 申請期間

令和8年度の申請期間は4月1日（水）から9月30日（水）までとします。

6. 申請窓口

申請書の受付は、天草市役所健康福祉政策課健康福祉政策係（Tel 24-8805）にて受け付けます。

天草市福祉基金

一部助成

民間団体

ボランティア活動の促進に寄与する事業	高齢者の保健福祉の増進に寄与する事業
<p>◇ボランティアへの理解を深める事業</p> <ul style="list-style-type: none">・ワークキャンプ、研修会、講演会の開催 <p>◇ボランティアの資質向上のための事業</p> <ul style="list-style-type: none">・ボランティアリーダー研修会の開催	<p>◇在宅福祉の普及向上のための事業</p> <ul style="list-style-type: none">・介護技術指導研修会、講習会福祉機器展示会の開催・シルバーヘルパー事業高齢者の健康、生きがいづくり事業・スポーツ大会の開催・健康講座、文化交流事業の開催
障がい者の社会参加と自立に寄与する事業	児童福祉の向上に寄与する事業
<p>◇障がい者の社会参加と自立促進のための事業</p> <ul style="list-style-type: none">・親子手話教室の開催・スポーツ大会の開催 <p>◇障がい者への理解を深めるための事業</p> <ul style="list-style-type: none">・研修会、講演会の開催・障がい者音楽会の開催	<p>◇児童の健全育成のための事業</p> <ul style="list-style-type: none">・親子自然とのふれあい体験事業・伝承芸能、遊び等の伝承
その他地域福祉の増進に寄与する事業	
<p>◇地域福祉への理解を深めるための研修会やイベント等の開催</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者や障がい者にやさしいまちづくり研修会やシンポジウムの開催・広報啓発のための福祉イベントの開催	

地域福祉の充実